

報 道 資 料

令和7年10月20日
奈良県消防救急課 消防救急係
担当：芦原・水井・森
直通：0742-27-8423

第44回奈良県メディカルコントロール協議会を開催します

「奈良県メディカルコントロール協議会」は、奈良県における救急隊員等が行う応急処置等に対して、医学的な質の保障を担保するため、救急隊員等への教育研修体制や指示助言体制及び事後検証体制等に関する審議・検討を行うことを目的に県の附属機関として設置した協議会です。

平成15年4月に第1回奈良県メディカルコントロール協議会を開催して以降、約20年間にわたり、奈良県における病院前救護体制の高度化推進に尽力してまいりました。

今回も奈良県における病院前救護体制の高度化推進について検討するため、第44回奈良県メディカルコントロール協議会を下記のとおり開催します。

記

- 1 開催日時及び方法
令和7年10月22日（水）14時00分から WEB開催
- 2 傍聴会場
奈良市登大路町30番地
奈良県庁 本庁舎2階 第3会議室
- 3 内 容
病院前救護体制の高度化推進について、他
- 4 協議会委員
別紙のとおり
- 5 その他
 - ・取材は、会議冒頭より可能です。
 - ・傍聴者の定員は、会場の都合上数名程度とし、希望者多数の場合は先着順とします。
 - ・傍聴を希望される方は、当日13時30分から13時50分までの間に受付をしてください。定員になり次第、受付を終了します。
 - ・その他、傍聴に関する事項は、別紙「傍聴に関する注意事項」をご参照ください。

※報道資料は奈良県消防救急課のホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1625>

第44回奈良県メディカルコントロール協議会 出席者名簿

(順不同)

	氏 名	役 職 名	出 欠
会 長	福島 英賢	<u>会長 兼 調整委員会委員長</u> 奈良県立医科大学附属病院 高度救命救急センター長 奈良県立医科大学 救急医学講座 教授	出 席
委 員	瓜園 泰之	<u>指示体制委員会委員長</u> 奈良県総合医療センター 救命救急センター 診療部長	出 席
委 員	川井 廉之	<u>検証委員会委員長</u> 奈良県立医科大学附属病院 高度救命救急センター 講師	出 席
委 員	下林 孝好	<u>教育研修委員会委員長</u> 土庫病院 救急科 科長	出 席
委 員	浅井 英樹	<u>通信指令委員会委員長</u> 奈良県立医科大学附属病院 高度救命救急センター 講師	出 席
委 員	樋上 謙士	奈良県医師会 理事	出 席
委 員	下川 充	奈良県病院協会 理事	出 席
委 員	安宅 一晃	奈良県総合医療センター 救急・集中治療センター長	出 席
委 員	土肥 直文	奈良県西和医療センター 院長	欠 席
委 員	近藤 博和	天理よろづ相談所病院 救急診療部長	出 席
委 員	野村 泰充	奈良県立医科大学 麻酔科学教室 助教	出 席
委 員	中尾 隆美	近畿大学奈良病院 救命救急科 講師	出 席
委 員	中村 和正	奈良県消防長会救急副部会長 (奈良市消防局 救急課長)	出 席
委 員	狩森 季光	奈良県消防長会救急部会長 (奈良県広域消防組合 警防部長)	出 席

専門委員会幹事	松枝 正樹	調整委員会 幹事 (奈良県広域消防組合 警防部 救急ワークステーション)	出 席
専門委員会幹事	井上 雅照	指示体制委員会 幹事 (生駒市消防本部 生駒消防署北分署)	出 席
専門委員会幹事	背戸 貴史	検証委員会 幹事 (奈良市消防局 南消防署)	出 席
専門委員会幹事	石原 幹也	教育研修委員会 幹事代理 (奈良県広域消防組合 宇陀消防署)	出 席
専門委員会幹事	藤本 正一	通信指令委員会 幹事 (奈良市消防局 通信指令)	出 席

裏面につづく

オブザーバー

消防(局)本部	清水 道夫	奈良市消防局 救急課 課長補佐
消防(局)本部	梅森 冬樹	生駒市消防本部 警防課 課長補佐
消防(局)本部	植木 基郎	生駒市消防本部 警防課 救急係長
消防(局)本部	奥田 哲也	奈良県広域消防組合消防本部 警防部 救急課 課長

事務局

事務局	勝本 英一郎	奈良県総務部知事公室消防救急課 課長
事務局	菅野 剛	奈良県総務部知事公室消防救急課 消防救急係長
事務局	水井 一輝	奈良県総務部知事公室消防救急課 消防救急係主査(実務研修員)
事務局	森 勇樹	奈良県総務部知事公室消防救急課 消防救急係主事

傍聴に関する注意事項

1、会議を傍聴する場合の遵守事項

- (1) 傍聴中は静粛にすること。
- (2) 旗、のぼり、プラカードまたはこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 飲酒または喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 携帯電話を使用しないこと。
- (6) 会議の途中で非公開の決定がされた場合は、速やかに退出すること。
- (7) その他、傍聴会場の秩序を乱し、傍聴の支障となる行為をしないこと。

2、傍聴の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、傍聴に当たっては係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が遵守事項を守らない場合、係員は退室を命じることができる。
- (3) 退室を命じられた傍聴者が、次回以降の会議に傍聴を希望した場合は、傍聴を許可しないことができる。